

多国籍企業，対外直接投資における コントロールの意味について

亀 井 正 義

キーワード

対外直接投資
コントロール
実質的支配
効果的な発言力
10%ルール

目 次

- I. 本稿の目的
- II. 実質的支配としてのコントロール
- III. 効果的な発言力としてのコントロール
- IV. 憲法学者の「支配」論争
- V. おわりに—村山氏への回答—

I. 本稿の目的

これまでの「多国籍企業論」や「直接投資論」における研究において、深い意味を考えることもなく、しかも頻繁に用いてきた言葉であるコントロール (control) について、それは一体どのような内容を持つのか、に疑問を抱かせてくれたのが村山貴俊氏の論文「コカ・コーラの国際化と在外事業コントロール——伝統的多国籍企業論への一批判として——」である。その論文で村山氏は「MNCによる在外事業コントロールに関して、理論的かつ実証的に検討する。とりわけ、在外事業のコントロール手段を、対外直接投資からフランチャイズにまで拡大することが目的である」と述べている¹⁾。

伝統的「多国籍企業論」では多国籍企業を対外直接投資を行う企業に限定してきた。対外事業のコントロールは対外直接投資においてのみ可能であるというのがその理由である。これに対して、村山氏は資本出資を伴わないフランチャイズにおいても在外事業のコントロールがなされているとして、コカ・コーラ社を取り上げ実証的に説明し、フランチャイズを行っている企業も多国籍企業の範疇に入れるべきではないのか、と問題を提起している。

この同氏の質問に答えるためには、コントロールの意味合いを十分に検討することから始めなければならない。コントロールは村山氏もように支配、制御、統制、管理等に訳されているが、支配という言葉が一般的である（ただし、同氏は「管理」という意味合いで用いている。しかし、本稿の終節で述べるように同氏のいうコントロールには「実質的支配」という意味合いが強く感じられる）。コントロールには様々な意味・内容があり、それを支配と訳したところで、支配にもまた様々な意味・内容がある。

ラグマン (Rugman, A. M.) は「多国籍企業とは二カ国以上において財貨または（あるいは）サービスの生産と流通に従事する組織である。従って、多国籍企業は外国において、最低一つの子会社 (subsidiary) の活動をコントロールしている」という²⁾。

1) 村山貴俊稿「コカ・コーラの国際化と在外事業コントロール——伝統的多国籍企業論への一批判として——」『東北学院大学論集』経済学第139号、1998年12月号、70ページ。

2) Rugman, A. M., The Multinational Enterprise, in Walter, I. & Murray, T. (ed.), *Handbook of International Management*, John Wiley & Sons, New York, 1988, section 1, p. 3.

ジョーンズ (Jones, G.) も「多国籍企業概念のエッセンスはその企業が最低二カ国における所得創成資産をコントロールしているところにある。そのような資産の取得には外国投資を必要とする。(中略) 対外直接投資はマネジメント・コントロールを内包している。コントロールは対外直接投資の重要なファクターである。多国籍企業は外国において資産を所有し、コントロールしているので、対外直接投資に専念しているといえる」と述べている³⁾。なお、翻訳書ではコントロールに支配を充てている⁴⁾。

多国籍企業の定義を二人の学者を代表例として掲げたが、そこで重視されているコントロールの意味・内容がもうひとつよく判らないのである。本稿の目的はこの解明を試みることにあ

II. 実質的支配としてのコントロール

対外直接投資 (foreign direct investment) の簡潔な定義付けはハイマー (Hymer, S. H.) にみられる。ハイマーは「もし投資家が外国企業を直接にコントロールしているならば、彼の投資は直接投資と呼ばれる。もし彼がそれをコントロールしていないならば、その投資は証券投資である」という⁵⁾。

「直接にコントロールしている」とは一体どのような状態をいうのであろうか。この定義からそのことについてないも語らない。彼はコントロールを企業の実質的支配 (事実上の支配) とみていないのは確かである。彼はコントロールを定義づけることは容易でないとし、サム (some) コントロールとノー (no) コントロールの間に線を引くのは恣意的 (arbitrary) なも

のであるという。彼はまたアメリカ商務省の直接投資の定義を引用し、外国企業がアメリカにコントロールされている状態とは、それが支店のように完全所有されているか、持分 (equity) の25%がアメリカ人あるいは提携しているアメリカ人のグループに保有されているか、あるいは単一のグループが25%を保有していないが、アメリカ人によって50%保有されている場合であるとしている⁶⁾。

持分の25%で外国企業の実質的な支配権を握るのは可能であろうか。それはケース・バイ・ケースで考える必要があるが、この商務省の定義では、コントロールを次節に述べるように、経営における相当な影響力、又は、効果的な発言力と広義にみている。なお、後節でふれるが、この25%基準はこんにちアメリカ、日本を含めて多くの国で改定され、10%がルールになっている。

本節で用いている実質的支配とはバーリー (Berle, A. A.) とミーンズ (Means, G. C.) や宮崎義一氏がいうところの支配の意味である。バーリーとミーンズは支配 (control) を次のように定義している。「支配も捉え難い概念である。というのは力というものは、厳密に隔離したり、明確に概念規定したりすることが簡単に出来ないからである。会社の諸活動に関する指揮は取締役会を通じて行われるので、實際上、支配は、取締役会を選出する法律的権限を動員する一つまり、直接に、または、或る法律的手段方法によって、議決権の過半数を統御することか、あるいは取締役会員の選出を左右する圧力を働かすか、によって、取締役会 (または過半数の取締役) を選出する実質的権限を持った個人、または集団の掌中に存在するといえる」と⁷⁾。要するに、彼らは支配の存在を取締

3) Jones, G., *The Evolution of International Business*, 1996, Routledge, London and New York, p. 5.

4) 桑原哲也, 安室憲一, 河辺信雄, 榎本悟, 梅野巨利共訳『国際ビジネスの進化』有斐閣, 1998年, 5-6ページ。

5) Hymer, S. H., *The International Operations of National Firms: A Study of Direct Foreign Investment*, 1976, The MIT Press, Cambridge, Massachusetts, and London, p. 1.

6) U. S. Department of Commerce, Office of Business Economics, *Direct Private Foreign Investments of the United States: Census of 1950*, U. S. Government Printing Office, 1953, Washington, 1953, p. 4, 37. Washington.; *Ibid.*, p. 1.

7) Berle, A. A. and Means, G. C., *The Modern Corporation and Private Property*, Harcourt, /

役会における取締役の過半数を掌握することにあるとみている。そのことによって、当該会社をほとんど思うがままに操ることが可能になるからである。

宮崎氏の見解もほぼ同様である。すなわち、「R・A・ゴードン (Gordon, R. A.) の指摘するごとく、ビジネス・リーダーシップというのは『企業を組織的に指導する職能であり、企業の事業活動の進路を規定する諸決定を行う職能』のことであるが、支配というのは、このようなアクティブなリーダーシップでなく、経営者を選任ないし解任する力を掌握することである。従って、多国籍企業に顕著にみられ、戦後の日本にもみられる『会社支配』の場合、ビジネス・リーダーシップとは別に、それを発揮する経営者の任免変更の権限が株式所有を通じて親会社である出資会社の手に掌握されることを意味している」と⁸⁾。

このような実質的支配は在外事業が完全持分所有である場合において遂行可能である。過半数所有においてはその事業を思うがままに操ることが完全所有ほどには出来ないとしても、ある程度可能であろう。しかし、果たして25%や10%の持分所有でそれが可能なのだろうか。バーリーとミーンズによればそれは可能である。彼らのいう「少数持株支配」「経営者支配」にそれがみられる。

「少数持株支配」の状況は、個人、または集団が、自分達の持つ株式投資によって会社を支配する地位に就くために十分な株式権益を持ったときに生じる。こうした集団は、しばしば、会社の「事実上の支配」を持つといわれる。通常、こうした支配は、年々の取締役会選挙に、彼らがもつ実質的少数権益を結合して、議決権の過半数を統御するために、分散株主達から十分な委任状を収集する彼らの能力に基づいてい

る。逆に、このことは、議決権の過半数を集合せしめる核心として働くに十分な株式保有が、このほかには存在しないことを意味する⁹⁾。

「経営者支配」とは、所有権があまりにも広く分散されているので、会社の諸活動を支配するのに十分な少数権益を持つ個人、あるいは、小集団すら存在しない場合に生じる支配形態である。株主は、通常、会社の経営者によって選出された特定の人々、すなわち、委任委員会に対して自分の議決権を委託する。次期取締役会の選出は、委任委員会を選出する人々によってなされる。委任委員会は現在の経営者によって指名されるが故に、経営者は、自分達の後継者達を、事実上、指名することが出来るのである。所有権が十分に細分されているところでは、経営者はその所有権についての持分がとるに足らない程のものであっても、以上のようにして、自己永続体となることが出来るのである¹⁰⁾。

株式所有の民主化によって、株式が高度に分散している会社においては、10%の株式所有でも、あるいはそれ以下でも会社の支配（実質的支配）が可能なのである。しかしながら、直接投資の「10%ルール」では、必ずしもそのような会社支配を規定しているのではない。例えば、商業新聞に次のような記事が掲載されている。「三井物産はブラジルの持株会社、バレパール社に約千億円を出資し、同社株の15%を取得する。バレパールは鉄鋼石世界最大手のCVRD社（リオデジャネイロ）を傘下に持っている。三井物産は出資を通じてCVRD社の経営に参画し、鉄鉱石の権益を確保する」（『日本経済新聞』2003年4月1日付け）。

三井物産はバレパール社において、持株比率第三位の株主なり、出資を機にバレパール社とCVRD社の双方に取締役を送り込むといわれている。このことにより、同社は両社の経営に発言権を得るが、決して上記のような実質的な支配権を持つわけでない。「10%ルール」では、

\\Brace & World, INC., New York, 1968 (revised edition), p. 66. 北島忠夫訳『近代株式会社と私有財産』文雅堂銀行研究社、1959年、88-89ページ。

8) 宮崎義一著『現代資本主義と多国籍企業』岩波書店、1982年、293-294ページ。

9) Berle and Means, *op. cit.*, p. 75. 同訳書、101ページ。

10) *Ibid.*, pp. 82-83. 同訳書、109ページ。

このような現地企業に対する少数持株でも経営に参画するという意味で対外直接投資に含まれるのである。この点については次節でさらに詳細に考察する。

上記のような合併企業での少数持株でも実質的支配が可能な場合がある。南昭二氏はそれを次のようにいう。「外国企業は過半数所有なくしても事実上の支配権を確保することができる。(中略) 技術的知識の提供やライセンス、資金援助、経営契約といった非出資契約を通じて、投資不足を補って経営支配を有効に補完することができるのである。外国企業の少数所有合併事業は2つ以上の契約を伴う場合が多いとされる」と¹¹⁾。

竹田志郎氏も「現地化という施策の中で、所有権、経営権ともに受入国側に移そうとしても、現実の問題としては常に多国籍企業の支配網に編入されるか、その資金、技術、ノウハウと絶縁するかの分かれ道に立たされるのである。そして資本受入国自体が資本主義世界市場の内部で棲息する国である限り、後の道をとることは不可能なことである」とし、たとえ現地側に資本持分の過半数を渡しても、多国籍企業による実質的支配が可能とみている¹²⁾。

両氏の見解によると、多国籍企業は対外直接投資に伴う資本、技術、マネジメントのうち、技術とマネジメントを握ることにより、資本所有がたとえ少数所有であっても、現地事業の実質的支配は可能となる。

支配を実質的支配とみる者として、コッツ(Kotz, D. M.) やスコット(Scott, J.) もその代表者としてあげられる。コッツによれば、支配に通常みられる定義は「会社の取締役を選出(または罷免)する力」であるが、取締役会が上級職員(経営者)を選任するので、結局、会社の経営者を選任する力としている。しかし巨

大企業における銀行の支配を研究する立場から、コッツは、この定義を、所有と結びついている支配力の程度を研究するのに適していると肯定しながらも、金融支配を研究するのには適切でないとし、支配の定義を「会社を指導する広汎な政策を決定する力」とする¹³⁾。彼は「広汎な政策」の柱として、企業目標、拡張政策(合併および買収を含む)、財務政策、および利益政策をあげている。コッツの所有と結びつかない支配に関しては終節に再度取り上げることにする。

スコットは支配を財産関係という、より広いモデルの文脈のなかに置くことによって、支配それ自体の概念を解明しようと試みる。スコットは財産権には二つの側面があるという。それらは対象物の使用を決定する権利と、この使用から便益を得る権利である。財産権の二つの側面が分離している場合には、「名目的所有」(nominal ownership) と「実効的所有」(effective ownership) を区別することが可能となる。「名目的所有」とは、ある会社への投資によって自分の富を危険に晒すことの見返りとして収入を受け取る権利であり、「実効的所有」とは会社資産を支配する能力である¹⁴⁾。後者は、財務、市場、製品、合併、等々に関する会社戦略の形で現れる。そこでスコットは会社戦略に対する権力を指すものとして「戦略的支配」(strategic control) という用語を提案するのである¹⁵⁾。

スコットは「戦略的支配」の意味を明示するために、ド・ヴローイ(De Vroey) とエイゼンバーグ(Eisenberg) の見解を紹介している。ド・ヴローイの見解では、戦略的領域と業務的

11) 南 昭二著『直接投資と世界企業——経営行動と支配——』八千代出版、1996年、102-103ページ。

12) 竹田志郎著『多国籍企業の新展開——進出と撤退の論理——』森山書店、1987年、156ページ。

13) Kotz, D. M., *Bank Control of Large Corporations in the United States*, University of California Press, 1978, p. 14, 15. 西山忠範訳『巨大企業と銀行支配——現代アメリカ大企業の支配行動——』文真堂、1982年、17、18ページ。

14) Scott, J., *Corporations, Class and Capitalism*, Hutchinson Publishing Group Ltd., London, 1979, p. 32. 中村瑞穂、植竹晃久監訳『株式会社と現代社会』文真堂、1983年、29ページ。

15) *Ibid.*, p. 35. 同訳書、32-33ページ。

領域に意思決定領域が区分され、前者には投資、財務、経営者募集、そして株式会社の法律構造にかかわる意思決定が含まれる。エイゼンバークにおいても同様に、構造的な意思決定と業務的意思決定に区分され、前者には企業の基本構造、すなわち合併、清算、企業結合、資産売却、投票規則の変更等といった問題に関連するものが含まれるのである。スコットはこうした定義を総合して、「戦略的支配」というのは、それは基本的パラメーターにかかわるような意思決定領域に関係しており、その行使とはこうしたパラメーターの設定あるいは変更への関与にあるとしている¹⁶⁾。

以上、コントロールを事実上の支配、すなわち、実質的支配とみる見解を紹介したが、対外直接投資の定義で一般的にいわれるコントロールはそのような意味で理解するわけにはいかない。そのことについて次節に述べることにする。

Ⅲ. 効果的な発言力としての コントロール

国連の『世界投資報告書』(*World Investment Report*)では、多国籍企業(transnational corporations)を親企業(parent enterprises)と関連企業(foreign affiliates)からなる法人、非法人の企業であるとし、親企業とは、通常ある程度の資本持分を所有することによって本国以外の国に所在する他の企業実体(entities)の資産をコントロールしている企業であると定義づけ、そして、ある程度の資本持分として、資産のコントロールの下限(threshold)と一般的に考えられている普通(あるいは議決権付き)株式の10%以上(非法人企業の場合はその等価物)の所有をみている¹⁷⁾。

また同報告書は対外直接投資の定義を次のように述べている。「それは直接投資者の所在す

る国(economy)以外の国に所在する企業に対して、その投資者による長期的関係、永続的利権およびコントロールを反映した投資である。対外直接投資には、投資者による他国に所在する企業の経営に対する相当な影響力(a significant degree of influence)が含蓄されている。さらにまた、外国投資者が何らの資本持分(equity)を獲得することなく、他の手段を通して、もう一つの企業実体の経営に効果的な発言力(effective voice)を保有する場合もある。それらは非持分形態での直接投資である。それらには下請け契約、経営契約、ターンキー協定、フランチャイジング、ライセンスング、および生産物分与(product sharing)が含まれている」と¹⁸⁾。

以上のように、同報告書はコントロールの意味を被直接投資会社の経営に対する相当な影響力、あるいは効果的な発言力とみている。同報告書の直接投資の定義はOECDの定義を基本にしている。そこでOECDに目を転じよう。以下にみるように、OECDの定義には不思議にも後述するところの「一カ所」を除いてコントロールという用語が使われていない。この用語の使用を意図的に避けているように思われる。

「対外直接投資とは、外国の投資者(直接投資企業)が他国に所在する企業に対して、永続的利権を獲得することを目的とした投資であり、この永続的利権には、直接投資者とその企業との間での長期的関係、その企業の経営における相当な影響力が内包されている。直接投資企業とはまた、外国投資者が法人企業の普通株式あるいは議決権付き株式の10%以上、非法人企業の場合はその等価物を所有している法人、非法人の企業である。この10%の数値的ガイドラインは直接投資関係の存在を決定するものである。最低10%の所有によって明示されるような経営における効果的な発言力とは、直接投資者は企業の経営に影響を与えることができるか、あるいは参加できることを意味する。それは外国投

16) *Ibid.*, pp. 36-37. 同訳書, 34-35ページ。

17) United Nations Conference on Trade and Development, *World Investment Report 2002: Transnational Corporations and Export Competitiveness*, United Nations, 2002, p. 291.

18) *Ibid.*, p. 291.

資者による絶対的コントロール (absolute control) を要求するものではない」と¹⁹⁾。

OECDの定義付けにおいて、ここに初めてコントロールが出てくるのである。このコントロールは上記の「実質的支配」を意味していないことは明らかであろう。なお、OECDは各国に10%ルールを厳格に守るように勧告しているのではなく、10%ルールを各国の取り巻く環境に合わせて、弾力的に取り扱う必要性を認めている。10%の所有は何ら重要な影響力の存在に導かないかもしれないし、逆に、10%に満たない所有でも、経営に効果的な発言力を持つ場合があるからである。ただし、国際比較を容易にするために、10%ルールに従わない国は、可能な限り、その取り扱い基準を明示するべきであるとしている。ある国では、次の諸要因を結びつけて、直接投資関係の存在を示している場合もあるとOECDはいう。それらは取締役選出権、政策決定プロセスにおける参画、相当な量の企業間取引、管理人材の相互派遣、技術情報の提供、そして市場レートより低い長期ローンの提供である。

OECDのこのような諸要因の結びつきから、直接投資を規定するとなると、それが直接投資であるかどうかの線引きは、非常に難しくなる。例えば、次のような事例である。「みずほフィナンシャルグループが6月にも設立する企業再生の専門会社に米投資ファンドのサーベラスが資本参加することが明らかになった。出資比率は5%前後とみられる。(中略) 専門会社の資本金は1億円。このうち6割をみずほグループ、1割を政策投資銀行が出資し、この2社で経営陣を構成することがすでに固まっている」(『日本経済新聞』2003年5月12日付け)。サーベラスは経営陣に参加せず、その役割は、企業をどう再生させるかの助言を与えることにある。助言が情報の提供に関係しているものなのかどうか、不明である。それ故、この5%出資が果たして、直接投資であるのかどうか疑問であると

いえよう。

なおまた、OECDは経済活動のグローバル化の進展において、直接投資の基準に合っていないにも関わらず、一見、直接投資と思われるクロス・ボーダー取引がなされているという。それらは、既述の国連報告書と同様、ターンキー協定、経営契約等、資本持分の保有に関係しない取引であるが、その協定、契約によって、何らかの経営参画の状況が生じている場合である。

このような疑似直接投資を直接投資の範疇に入れるとなると、「投資」とは一体何なのか、という疑問が生じてくるのである。カネ以外に、ヒト、モノ、技術の提供を現物出資とみなしているのであろうか。そうであるとするならば、古典的な投資の分類を再考することが必要となる。マルクス経済学の「利潤を生む資本輸出」と「利子を生む資本輸出」、近代経済学の「直接投資」と「証券投資」の分類では、通常、単なる技術・経営管理の契約を投資の範疇に入れていないからである。ヒルファーディング (Hilferding, R.) の「資本輸出というのは、外国で剰余価値を生むことに向けられた価値の輸出である。この際、本質的なことは、剰余価値が相変わらず本国資本によって自由に処分され得るということである」という定義を持ち出せば²⁰⁾、技術提携や経営契約によって、剰余価値、すなわち、利潤の分け前を要求する権利が生じるのであろうか。それらを現物出資とみなすならば、それが資本持分に換算されることが必要であろう。そしてその場合においてのみ処分権が発生するであろう。国連やOECDは持分換算について何も述べていないのである。

我が国の外国為替法上の対外直接投資の定義をついでに掲げておこう²¹⁾。1998年4月の改正法では、その第23条第2項において、「居住者

19) OECD Benchmark Definition of Foreign Direct Investment, third edition, 1996, pp. 7-8.

20) Hilferding, R., *Das Finanzkapital*, Dietz Verlag 1955, S: 468. 岡崎次郎訳『金融資本論』(岩波文庫版) 下巻, 1955年, 70ページ。

21) 『国際金融年報』平成9・10年版, 金融財政事情研究会, 1999年, 150ページ。

による外国法令に基づいて設立された法人の発行に係る証券の取得若しくは当該法人に対する金銭の貸付けであって当該法人との間に永続的な経済関係を樹立するために行われるものとして政令で定めるもの又は外国における支店、工場その他の事業所の設置若しくは拡張に係わる資金の支払をいう」としている。さらに、対外直接投資の具体的範囲は、外為令第12条第4項及び外為省令第23条において詳細に規定されている。それらは概略次のものである。① 外国法人の株式の一定数量（10%）以上の取得となる場合（一居住者の取得割合が10%未満であっても共同して外国法人の事業を推進する意思を有する居住者・非居住者との合計取得割合が10%超である場合も含まれる）。② そのような法人に対する期間1年超の金銭の貸付。③ 役員の派遣、長期の原材料の供給または製品の売買、重要な製造技術の提供といった関係がある外国法人の発行に係る外貨証券の取得や当該法人への金銭の貸付。④ 外国における支店、工場その他の事業所の設置または拡張に係る資金の支払。

③ は外貨証券の取得についての意味がやや不明確であるが、非資本持分の企業に対する金銭の貸付を直接投資に含めている。国連やOECDと同様に、経営における影響力、発言力を重視しているのである。

IV. 憲法学者の「支配」論争

コントロールに支配という訳語を当てると、そこには二通りの意味のあることが、すなわち、「絶対的支配」、「実質的支配」と「相当な影響力」、「効果的な発言力」の意味を含んでいることがわかった。しかし、通常、支配とは前者の意味で用いられることが多く、後者に支配という用語を用いることに躊躇される人が多いのではないだろうか。辞書では「ある地域・組織を自分の勢力下に置き、治めること」（大辞林）、「ある者の意思や他からの要因が人の思考・行為に規定・束縛を加えること」（広辞苑）等が支配の意味として述べられている。これらは前

者の意味合いが強いのである。しかし支配には後者の意味で、すなわち、広義に用いても、問題がないことが次の憲法学者の論争から明らかである。

憲法学者である上田勝美氏（龍谷大学名誉教授）は国庫助成に関する私立大学教授会関西連絡協議会の研究報告（『関西教授会連合』111号、2002年6月）で「公の支配」の意味について述べられているので、その内容を紹介しよう²²⁾。

憲法第89条では、「公金または公の財産」を宗教上の組織または団体に支出してはならないと規定しており、その後段にそして同時に、「公の支配」に属しない慈善、教育、もしくは博愛の事業に支出し、又はその利用に供してはならないと、規定している。それでは、「公の支配」とはどのようなことを意味するのか。上田氏は、まず日本公法学会の初代理事長で、東京大学の憲法学者である宮沢俊義の説、すなわち宮沢コメンタールを紹介する。

宮沢コメンタールは『「公の支配」』とは、国または地方公共団体の支配の意味である。『支配』とは、その事業の予算を定め、その執行を監督し、さらにその人事に関するなど、その事業の根本的な方向に重大な影響をおよぼすことのできる権力を有することをいう。かならずしも、その事業の日常の運行において、具体的・個別的に指揮をする機能を含むわけではない」と²³⁾。

上田氏は「宮沢説は、この調子で私学助成は憲法違反とか、社会福祉法人への公金支出もだめだと、こういうことを書いておるんです。それは要するに、公金を出すためには、その団体の予算を支配するとかその執行を監督するとか、人事に関与するとかの介入がないと憲法違反だということです。（中略）これは要するに、この宮沢理論の定義でいけば、私学助成は、完全に

22) 『関西教授会連合』第111号、国庫助成に関する私立大学教授会関西連絡協議会事務局、2002年6月、3-12ページ。

23) 宮沢俊義著、芦部信喜補訂『全訂日本国憲法』日本評論社、1978年、742ページ。

憲法違反になりますが、問題は『公の支配』の概念を宮沢説的に解することが、正しいかという問題なんですね。(中略)それで問題は、宮沢後継者の芦部さんがどう思うに思っているかということです。芦部さんは、私、親しかった東大教授の一人ですが、この芦部氏が亡くなる前に、名著といわれる本を出されたんです。それが『憲法』(岩波書店)という書物です。ところでこの芦部氏の単著の中に、私学助成違憲説というのは出てこないんです」と述べ、次に、芦部学説を紹介する²⁴⁾。

芦部氏は、「公の支配」の解釈には二通りあると述べ、宮沢説は厳格かつ狭義に解するものであるとし、もう一つは、「公の支配に属する」を「国または地方公共団体の一定の監督に及んでいることをもって足りるというように、穏やかに、かつ広義に解するものであるとする。後者の場合、「業務や会計の状況に関する報告を徴したり、予算について必要な変更をすべき旨を勧告する程度の監督をもっていれば、助成は合憲とされることになる」と同氏は主張する。

上田氏はこの書物で、芦部氏は宮沢氏と解別しており、明確に私学助成合憲説をとっているとはいっていないけれど、違憲説を採っていないことは、はっきりしているという。同氏はさらに、裁判例として、千葉地裁の判決(昭和61年5月28日)を紹介する。そこでは「憲法89条後段に規定する『公の支配』に属する事業とは、国又は公共団体が人事、組織、予算等について根本的に支配していることまでをも必要とする趣旨でなく、それよりも軽度の法的規制を受けていることをもって足り、私立学校について言えば、教育基本法、学校教育法、私学法等の教育関係法規による前認定の程度の法的規制を受けている場合には公の支配に属しているものと解し得るのである。それゆえ、およそ私立学校に対する公的助成が憲法89条後段に違反すると主張は、採用することができない」と述べられている²⁵⁾。要するに、この判決は教育基本法

等による私学に対するチェック機能をもって「公の支配」に入ることを認定しているのである。

ここでは国、地方公共団体の支配を取り上げているが、これを企業に入れ替えて、支配の意味を解釈することができる。支配には狭義と広義の見方があるといえる。すなわち、宮沢説のように、「事業の根本的な方向に重大な影響を及ぼすことのできる権力」を支配とする見解と、芦部説や千葉地裁の判例のように、「事業に対する何らかのチェック機能」とする見解である。コントロールにはすでに述べたように二通りの意味があるが、支配にも憲法学者の解釈のように狭義と広義の意味があり、狭義の支配は本論における「実質的支配」に、広義の支配は「効果的な発言力」に相当するものといえよう。そのため、コントロールに支配という言葉を用いる場合には、その意味するところが狭義なのか、広義なのかに注意が肝要である。

Ⅳ. おわりに——村山氏への回答——

村山氏はフランチャイジング契約で海外事業をコントロールしている企業も多国籍企業とみなすべきであると主張する。同氏はコントロールの手段を所有のみに限定する伝統的な多国籍企業(MNC)理論には問題があるとしている。同氏は「MNCの特徴とは、所有という制度的側面に求められるべきでなく、(計画→実行→監視の)コントロール・プロセスに見い出されるものではないだろうか。MNCとは効果的にコントロールされた在外事業が相互に調整を図りながら、グローバル・レベルでの利潤最大化を目指すものであり、単に所有関係で結ばれた事業集合体ではない。むしろ、所有関係のみで相互に統制のとれていない企業実体をMNCと呼ぶことの方が問題ではないだろうか」と疑問を呈するのである²⁶⁾。

同氏は「コントロールは企業の発行株式の過

25) 大須賀明編『日本国憲法』新判例コメンタール、1994年刊、三省堂、171ページ。

26) 村山貴俊稿、前掲論文、113ページ。

24) 芦部信喜著『憲法』(新版)有斐閣、1997年、328ページ。

半数を所有することで確実となるが、所有が高度に分散している現代経済においては過半数に満たない少数所有を通じて可能となる」と述べているように²⁷⁾、コントロールを実質的支配として捉えており、それ故、国連やOECDの規定する10%程度の所有で結ばれたような企業、すなわち効果的な発言力しか持たない実質的支配のない事業集合体を多国籍企業と呼ぶことにむしろ問題があるというのである。

村山氏はフランチャイズ契約を取る企業としてコカ・コーラ社をあげている。同氏は「コカ・コーラ社の事例では、所有に代わり、製品の抜き取りという事後的監視システム、調達先の承認という事前の監視システム、さらにフランチャイズ契約破棄という制裁こそが、ボトリング会社のコントロールを可能にしていたのである。換言すれば、所有という制度に代替する監視システムが整備されれば在外事業のコントロールは可能となり、さらに本社による(FDIのための)資本調達コストが大幅に削減できるのならエクイティよりもノン・エクイティという手段が選好されると考えられる」として²⁸⁾、コカ・コーラ社による契約企業に対するコントロールが実質的ななされていると主張する。

村山氏のコントロールの意味は、バーリー、ミーンズや宮崎氏のそれとは異なっている。後者では、それは、取締役会を選出する実質的権限、あるいは経営者の任免権限を意味するものであるが、村山氏の場合には、フランチャイザーの意向に反する行動をフランチャイジーがとれば、フランチャイズ契約破棄という制裁をフランチャイジーに課す圧力を意味する。フランチャイジーは事業存続を絶たれるという危機に存するのである。まさに所有なくして、実質的支配を行うことができるのである。このような意味での支配は、先に挙げたコッツの金融支配にもみられる。コッツは「銀行は経営者そのものを選任することよりも、むしろ経営者に圧力

をかけることによって会社に影響を及ぼすことができる」という²⁹⁾。さらに具体的にコッツは「文書による取決めよりも重要なのは、資金の潜在的供給者または主要債権者がときどき財政困難な会社に対して保有する暗黙の支配力である。このような支配力の究極的な源泉は、会社を管財制(receivership)に持込むという脅しである。この脅しに基づいて、金融機関は会社に対して、役員や取締役を指名したり、または、ある政策を命じたりする職能を含む大きな暗黙の支配力を取得する」と³⁰⁾。

村山氏もコッツも「所有なきコントロール」という点で一致しているが、そのコントロールの内容は異なっている。後者では、銀行は会社が財政困難に陥った場合に介入するという、いわゆる経営成果に対する監視に重点が置かれているが、前者では、製造活動の監視に重点が置かれている。それはメーカーにとって、世界中同一の品質を維持することが、至上目的であるからである。

最後に、村山氏への回答を述べておこう。国連報告書がノン・エクイティ方式での直接投資を認めているように、フランチャイズ方式での在外事業を行う企業を多国籍企業といっても何ら問題がないといえる。これは、直接投資の概念規定で、コントロールの側面が重視され、投資の側面が軽視、あるいは無視されている結果であろう。ただ問題になるのは利潤に対する処分権(分配権)である。ノン・エクイティのためにこの多国籍企業は在外事業に対して処分権を保持していないのではないかと。いや、それは、銀行の場合には貸付金利の操作によって、コカ・コーラ社の場合には、原液価格を操作することによって、相手企業にとっては費用という形で、それが行われているとの主張がなされるかもしれない。しかし、金利や原液価格を特定企業にだけ引き上げることが可能であろうか。資本輸出は剰余価値の輸出であり、その際、剰余価値は本国資本によって自由に処分さ

27) 同上、73ページ。

28) 同上、113ページ。

29) Kotz, *op. cit.*, p. 14. 同訳書、17ページ。

30) *Ibid.*, pp. 20-21. 同訳書、23ページ。

れ得るものであるという，ヒルファーディングの定義を再度ここに引用しておこう。ヒルファーディングは，「自由な処分」といっているので，在外事業の完全所有を想定している。合併事業においては，処分に対する効果的な発

言力，相当な影響力を本国資本が持つものであるいえよう。ノン・エクイティでは，その発言力，影響力さえ，持ち得ないのである。

（受理 2003年7月22日）